第２号様式（第２条第１項第１号）

（その１）

景観形成基準対応書（市街化区域用）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 行為 | 景観形成基準 | 特記事項（配慮した内容など） |
| □建築物 | 位置・配置 | □周辺の景観との連続性やまとまりを損なうことがない位置・配置とするよう工夫すること。 |  |
| □主要な道路や視点場からの見え方に配慮し、背景に広がる山並みや田園風景などを遮らない位置・配置とするよう工夫すること。 |  |
| □可能な限り壁面を道路から後退するなど周囲に圧迫感を与えない配置とするよう工夫すること。 |  |
| □幹線道路の沿道においては、まち並みの連続性に配慮し、壁面の位置をそろえるよう工夫すること。 |  |
| 高さ・規模 | □周辺の景観との連続性やまとまりを損なうことがない高さ・規模とすること。 |  |
| □主要な道路や視点場からの見え方に配慮し、背景に広がる山並みや田園風景などを遮らない高さ・規模とすること。 |  |
| □周囲に圧迫感を与えない高さ・規模とすること。 |  |
| 形態・意匠 | □周辺の景観と調和するとともに、建築物全体の統一感が確保された形態・意匠とすること。 |  |
| □壁面は、分割・分節するなどして長大な印象とならないように工夫し、単調さや圧迫感を与えない形態・意匠とすること。 |  |
| 色彩 | □人工的な色彩を避け、周囲のまち並みや自然景観に溶け込むような色彩とすること。 |  |
| □建築物に付帯する設備類は、建築物本体との調和を図った色合いを用いること。 |  |
| □色彩は、原則として色彩基準で示す範囲内の色彩とすること。※周辺の景観と調和するもので、別途協議・調整を行ったものは、この限りでない。※石材、木材、土、レンガなどの自然素材の色やガラス、打ち放しコンクリートなどの素材色で、光沢感がないよう配慮したものは、この限りでない。ただし、カラーガラス等は、別途協議・調整を要するものとする。※伝統的な建築物で、協議・調整を行ったものは、この限りでない。※アクセントとして用いる色彩で、各立面(一つの面の見付面積)の２０分の１以下のものは、この限りでない。 |  |
| 材料・素材 | □周辺の景観と調和した素材の使用に努めること。 |  |
| □素材は、耐久性があり、汚れが目立たないものを使用するよう努めること。 |  |
| □光沢のある材料や反射性のある素材を大部分に使用することは避けるよう努めること。やむを得ない場合は、可能な限り光沢感や反射性を減らすよう努めること。 |  |
| 屋外設備 | □外壁や屋上などに付帯する設備など(配管や室外機など)は、道路や公園などの公共の場所からの見え方に配慮し、配置を工夫すること。やむを得ない場合は、遮蔽に努め、又は色彩等を工夫すること。 |  |
| 外構・緑化 | □敷地の境界を囲む場合は、生垣の設置や植栽等に努め、人工的で無機質な素材の使用を避けること。 |  |
| □塀や柵などを設置する場合は、周囲の景観に配慮し、まち並みの連続性を確保するとともに、周囲に圧迫感を与えないよう配置や形態・意匠を工夫すること。 |  |
| □戸建て住宅地においては、緑豊かなまち並みの形成に寄与するよう道路に面する部分の緑化に努めること。 |  |
|  | □既存の樹木や樹林を保全・活用するよう努めること。 |  |
| 駐車場 | □駐車場は、道路や公園などの公共の場所からの見え方に配慮し、配置を工夫すること。やむを得ない場合は、敷地内の緑化に努めるなど周辺の景観との調和に配慮すること。 |  |
| 夜間照明 | □夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に拡散しないよう照明方法等を工夫すること。 |  |
| □工作物 | 位置・配置 | □周辺の景観との連続性やまとまりを損なうことがない位置・配置とするよう工夫すること。 |  |
| □主要な道路や視点場からの見え方に配慮し、背景に広がる山並みや田園風景などを遮らない位置・配置とするよう工夫すること。 |  |
| □土地に自立して設置する太陽光発電設備は、主要な道路や視点場などの公共空間から見えにくい位置・配置とするよう工夫すること。 |  |
| □周囲から目立つ場所への設置を避け、圧迫感を与えない配置とするよう工夫すること。 |  |
| 高さ・規模 | □周辺の景観との連続性やまとまりを損なうことがない高さ・規模とすること。 |  |
| □主要な道路や視点場からの見え方に配慮し、背景に広がる山並みや田園風景などを遮らない高さ・規模とすること。 |  |
| □周囲に圧迫感を与えない高さ・規模とすること。 |  |
| 形態・意匠 | □周辺の景観と調和する形態・意匠とするよう努めること。 |  |
| □擁壁は、分割・分節するなどして長大な印象とならないように工夫し、単調さや圧迫感を与えない形態・意匠とすること。 |  |
| 色 | □落ち着いた色合いを用いること。基本的には、彩度の |  |
|  | 彩 | 低い色を使用することとし、原色や突出した色の使用は避けること。 |  |
| □工作物に付帯する設備類は、工作物本体との調和を図った色合いを用いること。 |  |
| □色彩は、原則として色彩基準で示す範囲内の色彩とすること。※周辺の景観と調和するもので、別途協議・調整を行ったものは、この限りでない。※石材、木材、土、レンガなどの自然素材の色やガラス、打ち放しコンクリートなどの素材色で、光沢感がないよう配慮したものは、この限りでない。ただし、カラーガラス等は、別途協議・調整を要するものとする。※アクセントとして用いる色彩で、各立面(一つの面の見付面積)の２０分の１以下のものは、この限りでない。 |  |
| □土地に自立して設置する太陽光発電設備は、モジュールやフレームを低彩度かつ低明度とするなど、目立たない色彩とするよう努めること。 |  |
| 材料・素材 | □素材は、耐久性があり、汚れが目立たないものを使用するよう努めること。 |  |
| □光沢のある材料や反射性のある素材を大部分に使用することは避けるよう努めること。やむを得ない場合は、可能な限り光沢感や反射性を減らすよう努めること。 |  |
| 屋外設備 | □工作物に付帯する設備など（配管等）は、道路や公園などの公共の場所からの見え方に配慮し、配置を工夫すること。やむを得ない場合は、遮蔽に努め、又は色彩等を工夫すること。 |  |
| 外構・緑化 | □周囲に生垣を設置し、又は植栽する等に努め、周辺から目立たないように配慮し、工作物の圧迫感を和らげるよう努めること。 |  |
|  | □土地に自立して設置する太陽光発電設備は、主要な道路や視点場などの公共空間からの見え方に配慮し、周辺の景観と調和する植栽、柵などで遮蔽する等工夫すること。 |  |
| 夜間照明 | □夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に拡散しないよう照明方法等を工夫すること。 |  |
| □開発行為 | □現況の地形や樹林等を活かし、大規模な地形の改変を避けた配置とするよう努めること。 |  |
| □既存の樹木や樹林を保全・活用するよう努めること。 |  |
| □のり面は、可能な限りゆるやかな勾配とし、周辺の植生と調和する緑化を図るよう努めること。 |  |
| □一つの敷地に複数の建築物等を建築する場合は、敷地内及び周辺の景観が調和するよう施設相互の統一的なデザインや敷地全体のバランス・まとまりに配慮した形態及び意匠とするよう努めること。 |  |
| □土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採　その他の土地の形質の変更 | □土石の採取又は鉱物の掘採の場所は、可能な限り道路や公園などの公共の場所からの見え方に配慮し、採取又は掘採の位置や方法を工夫すること。 |  |
| □遮蔽する場合は、可能な限り植栽又は塀等を設置し、背景の景観や周辺の景観との調和に配慮すること。 |  |
| □土石の採取又は鉱物の掘採後は、可能な限り周辺の植生と調和する緑化に努めること。 |  |
| □土地利用の転換に伴い、平面駐車場や資材置き場などへの造成行為を行う場合は、周辺の景観との調和に配慮するとともに、既存の緑地や樹木は可能な限り保全すること。 |  |
| □屋外における土　　　　再生資源その他 | □道路や公園などの公共の場所から見えにくい位置に配置するよう配慮すること。 |  |
| □周囲から目立たないよう可能な限り高さを抑えるとともに、整然とした集積又は貯蔵とするよう工夫すること。 |  |
| 石、廃棄物、の物件の堆積 | □周囲から目立たないよう可能な限り周辺の景観と調和する植栽又は塀等で遮蔽すること。 |  |
| □堆積場の出入口の数や幅員は、必要最小限に抑制するよう努めること。 |  |

備考　該当する□には、レ印を記入してください。